地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「平成三十一年四月分」を「令和二年四月分」に、「平成三十年五月三十一日」を「令和元年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「四・八〇八」を「四・八一八」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二十三号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四号）」に、「平成二十八年六月一日」を「平成三十年六月一日」に改める。

（平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改める。

本則中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、本則の表中「一・二二一」を「一・二二三」に、「一・二三一」を「一・二三三」に、「一・二五七」を「一・二六〇」に、「一・二六三」を「一・二六六」に、「一・二六九」を「一・二七二」に、「一・二七九」を「一・二八二」に、「一・二八二」を「一・二九〇」に、「一・二九三」を「一・二九一」を「一・二九四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「〇・九八三」を「〇・九八六」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「市町村事務のうち老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）に係る事務以外の事務（次条において「基礎年金等事務」と」を「基礎年金等事務（市町村事務のうち老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）に係る事務以外の事務をいう。以下同じ。）のうち適用等事務（国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号。以下この条において